Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービス契約約款

令和８年１月１日

株式会社ビジョン

第１章　総則

（約款の適用）
第１条
１　当社は、このＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービス契約約款（以下「この約款」といいます。）によりＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスを提供します。
２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの各種プランの内容については、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸホームページに定めるものとします。
３　本約款に定めのない事項は、ＵＱコミュニケーションズ株式会社が定める「ＵＱ通信サービス契約約款」の定めに従うものとします。

（約款の変更）
第２条
１　当社は、合理的と認められる範囲でこの約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。
２　当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
３　当社は、電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号。以下「事業法施行規則」といいます。）第２２条の２の３第２項第１号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

（約款の掲示）
第３条
当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

（用語の定義）
第４条
この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用 語 の 意 味
1　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3　電気通信事業者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出を行った者
4　電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5　端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6　自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7　無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、Vision WiMAX 通信サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8　無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1)無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設備（提携事業者が設置するものに限ります。以下「WiMAX2+基地局設備」とい

	います。） (2) 電波法施行規則第３条第１項第８号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号)に定める第五世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。以下「5G 基地局設備」といいます。） (3) 電波法施行規則第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九－四世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。以下「LTE 基地局設備」といいます。）
9　特定データ通信機器	WiMAX2+基地局設備、5G 基地局設備及び LTE 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
10　Wi-Fi 基地局設備	無線設備規則第 49 条の 20 に定める条件に適合する無線基地局設備
11　WiMAX 機器	WiMAX 基地局設備と通信する機能を有する無線機器（CDMA 基地局設備又は WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有するものを除きます。）
12　WiMAX2+機器	WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線機器
13　Wi-Fi 機器	Wi-Fi 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
14　Vision WiMAX 網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
15　Vision WiMAX サービス	Vision WiMAX 網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と Vision WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
16　契約者回線	無線基地局設備と Vision WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
17　Wi-Fi 回線	Wi-Fi 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
18　サービス取扱所	(1)Vision WiMAX サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により Vision WiMAX サービスに関する契約事務を行う者の事業所
19　会員契約	この約款に基づき当社から Vision WiMAX サービスの提供を受ける資格を得るための契約
20　料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
22　Vision WiMAX 契約者	当社と会員契約を締結している者
21　UIM カード	電話番号その他の情報を記憶して無線機器に装着して使用する IC カードであって、Vision WiMAX サービスの提供のために当社が Vision WiMAX 契約者に貸与するもの
22　提供開始日	料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（Vision WiMAX 網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又は Vision WiMAX 契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。）
23　料金月	１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
24　提携事業者	KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
25　セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係る IP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
２６　グローバル IP アドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他 IP アドレスを管理及び指定する事業者が割り当てる IP アドレス
27　プライベート IP アドレス	グローバル IP アドレス以外の IP アドレス

32　WiMAX 通信	WiMAX 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
33　WiMAX2+通信	WiMAX2+基地局設備と無線機器との間に設定される 契約者回線により行われる通信
34　5G 通信	5G 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
35　LTE 通信	LTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
36　消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの種類

（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービス通信サービスの種類）

第４条の２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービス通信サービスには、次の種類があります。

種　　類	内　　容
WiMAX+5G サービス	当社が無線基地局設備と Vision WiMAX サービス契約者が指定する無線機器 （5G 通信を行うことができるものに限ります。）との間 に電気通信回線を設定して提供する Vision WiMAX サービス通信サービス
WiMAX2+サービス	WiMAX+5G サービス以外の Vision WiMAX サービス通信サービス

２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービス契約者は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービス通信サービスの種類の変更を請求することはできません。

（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービス通信サービスの通信モード）

第４条の３

Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービス契約者は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービス通信サービスの種類に応じて、次表に定める通信モード（それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。）を選択することができます。

Vision WiMAX サービス通信サービスの種類	通信モード	利用可能な通信
WiMAX+5G サービス	スタンダードモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信及び LTE 通信
	プラスエリアモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信及び LTE 通信
WiMAX2+サービス	ハイスピードモード	WiMAX2+通信
	ハイスピードプラスエリアモード	WiMAX2+通信及び LTE 通信

第３章　会員契約

（会員契約の単位）
第５条
　当社は、会員契約に係る１の申し込みごとに１の会員契約を締結します。この場合、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、１の会員契約につき１人に限ります。

（会員契約申し込みの方法）
第６条
１　会員契約の申し込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。
　ただし、オンラインサインアップ（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ網等を経由して、当社が定める契約事項をそのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申し込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。
２　前項の場合において、会員契約の申し込みをする者は、その申し込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申し込みを行っていただきます。

（会員契約申し込みの承諾）
第７条
１　当社は、会員契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
２　前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申し込みの承諾を延期することがあります。
３　前２項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
（１）会員契約の申し込みをした者がＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費もしくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
（２）前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
（３）会員契約の申し込みをした者の年齢が満１３歳未満であるとき（満１２歳に達した日の翌日以降の最初の４月１日が到来しているときを除きます。）。
（４）会員契約の申し込みをした者が、第３６条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当し、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの利用を停止されたことがある又はＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
（５）第７１条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。
（６）第７２条（利用に係るＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
（７）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（契約者回線の追加）
第８条
　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、新たに契約者回線の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申し込みを行っていただきます。

（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の氏名等の変更の届出）
第９条
１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号もしくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかにＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸの契約事務を行うサービス取扱所に電話にて届け出るものとします。
２　前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を当社に提示していただくことがあります。

３　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、第１項の届出を怠ったことにより、当社又は当社が料金回収を委託する料金回収会社がそのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したとき、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべきときにそのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。
４　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が事実に反する届出を行ったことにより、当社又は料金回収会社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
５　前２項の場合において、当社又は料金回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
６　当社は、契約者連絡先が事実に反しているものと判断したときは、この約款の規定によりＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

（会員契約に基づく権利の譲渡の禁止）
第１０条
　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が会員契約に基づいてＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の地位の承継）
第１１条
１　相続又は法人の合併もしくは分割によりＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、そのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
２　前項の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
３　当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。
４　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、第１項の届出を怠った場合には、第９条（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の氏名等の変更の届出）第３項から第６項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が行う会員契約の解除）
第１２条
　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことを予めそのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

（当社が行う会員契約の解除）
第１３条
１　当社は、第３６条（利用停止）の規定によりＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ通信サービスの利用を停止されたＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
２　前項の規定にかかわらず、当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が第３６条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ通信サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
３　前２項の規定にかかわらず、当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。

４　当社は、第１項又は第２項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、予めＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者にそのことを通知します。

（会員契約の終了）
第１４条
　会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときに、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第４章　料金契約

（料金契約の単位）
第１５条
　当社は、１の申し込みごとに１の料金契約を締結します。

（料金契約申し込みの方法）
第１６条
１　料金契約の申し込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。
　ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申し込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。
２　料金契約の申し込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申し込みと同時に会員契約の申し込みを行っていただきます。

（料金契約申し込みの承諾）
第１７条
　当社は、料金契約の申し込みがあったときは、第７条（会員契約申し込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの利用の一時中断）
第１８条
　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係るＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの利用の一時中断（その請求のあったＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（料金契約に基づく権利の譲渡の禁止）
第１９条
　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が行う料金契約の解除）
第２０条
　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことを予めそのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

（当社が行う料金契約の解除）
第２１条
１　当社は、第３６条（利用停止）の規定によりＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの利用を停止されたＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。
２　前項の規定にかかわらず、当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が第３６条（利用停止）第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。
３　前２項の規定にかかわらず、当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。
４　当社は、第１項又は第２項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、予めＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者にそのことを通知します。

（料金契約の終了）
第２２条
　料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

（初期契約解除の取扱い）
第２３条
１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、新たな料金契約（以下「新規契約」といいます。）又は既に締結されている料金契約の一部の変更を内容とする契約（以下「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。）を締結したときは、事業法施行規則第２２条の２の７第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面（事業法第２６条の２第１項の規定に基づき当社がＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に交付する書面（同条第２項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を受領した日又は契約者回線の提供を開始した日（変更契約にあっては、その効力を発した日とします。）のいずれか遅い日から起算して８日を経過するまでの間に、当社に対して書面（はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限ります。）を発した場合に限り、事業法第２６条の３の規定に基づき対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に負担していただきます。
２　初期契約解除は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が前項の書面を発したときに効力を生ずるものとします。
３　初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第２６条の３、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

第５章　オプション機能

（オプション機能の提供）
第２４条
　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、そのオプション機能を利用する１の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの利用の一時中断があった場合の取扱い）
第２５条

当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

第６章　無線機器の利用

第１節　ＵＩＭカードの貸与等

（ＵＩＭカードの貸与）
第２６条
１　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの提供に際して、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に対し、ＵＩＭカードを貸与します。この場合において、貸与するＵＩＭカードの数は、１の料金契約につき１とします。
２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するＵＩＭカードを変更することがあります。この場合は、予めそのことをＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に通知します。

（電話番号その他の情報の登録等）
第２７条
当社は、ＵＩＭカードを貸与する場合には、そのＵＩＭカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

（ＵＩＭカードの情報消去及び破棄）
第２８条
Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、当社から貸与を受けているＵＩＭカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのＵＩＭカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。
ただし、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へそのＵＩＭカードを返却していただきます。

（ＵＩＭカードの管理責任）
第２９条
１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、当社から貸与を受けているＵＩＭカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、ＵＩＭカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
３　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者以外の者がＵＩＭカードを利用した場合であっても、そのＵＩＭカードの貸与を受けているＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が利用したものとみなして取り扱います。
４　当社は、ＵＩＭカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

（ＵＩＭカード暗証番号）
第３０条
１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、当社が別に定める方法により、ＵＩＭカードにＵＩＭカード暗証番号（そのＵＩＭカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのＵＩＭカードの貸与を受けているＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が登録を行ったものとみなします。
２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、ＵＩＭカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第２節　無線機器の接続等

（無線機器の接続）
第３１条
１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、契約者回線に無線機器（当社及び提携事業者に付与された無線局の免許により運用することができるもの並びに契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
２　当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
（１）その接続が技術基準等に適合しないとき。
（２）その接続が事業法施行規則第３１条で定める場合に該当するとき。
３　当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
（１）事業法第５３条第１項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
（２）事業法施行規則第３２条第１項で定める場合に該当するとき。
４　当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
５　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が、その無線機器を変更した場合についても、前４項の規定に準じて取り扱います。
６　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第３節　無線機器の検査等

（無線機器に異常がある場合等の検査）
第３２条
１　当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第３２条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
２　当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
３　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、第１項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）
第３３条
１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和２５年法律第１３１号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
２　当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
３　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

（無線機器の電波法に基づく検査）
第３４条
　前条第２項に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第２項及び第３項の規定に準ずるものとします。

第７章　利用中止及び利用停止

（利用中止）
第３５条
１　当社は、次の場合には、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ通信サービスの利用を中止することがあります。
（１）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
（２）第３９条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
２　当社は、前項の規定によりＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、予めそのことをそのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用停止）
第３６条
１　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は料金回収会社に支払われるまでの間、第３号又は第４号の規定に該当するときは、当社がＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの利用を停止することがあります。
（１）料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。
（２）当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
（３）Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスに係る契約の申し込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
（４）第９条（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
（５）Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスに係る料金その他の債務又はＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（６）Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者がそのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービス又は当社と契約を締結している他のＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの利用において第７２条（利用に係るＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
（７）第３２条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
（８）第３３条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第３４条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
（９）第７１条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。
２　当社は、前項の規定によりＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ通信サービスの利用を停止するときは、予めその理由、利用停止をする日及び期間をそのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に通知します。
ただし、前項第６号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

第８章　通信

（インターネット接続サービスの利用）

第３７条

１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、インターネット接続サービス（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

２　当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

（通信の条件）

第３８条

１　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。

　ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

２　当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

３　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

　ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

４　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

５　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、１の料金契約において、同時に２以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

　ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

６　電波状況等により、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

７　無線機器に使用されるＩＰアドレスには、プライベートＩＰアドレスとグローバルＩＰアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

（通信利用の制限）

第３９条

　当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記２の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

第４０条

１　当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

（１）通信が著しく輻輳する場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線に係る通信の利用を制限すること。

（２）当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

（３）当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社又は提供事業者の電気通信設備を占有する等、その通信がＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

（４）当社又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ通信サービスの円滑な提供のために、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ通信サービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。

２　当社は、その契約者回線に係る通信の１料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。)が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高 128kbit/s に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。)を行います。

Vision WiMAX 通信サービスの種類	総量速度規制データ量
WiMAX+5G サービス	32,212,254,720 バイト（30 ギガバイト）
WiMAX2+サービス	7,516,192,768 バイト（7 ギガバイト）

３　契約移行があった場合、契約移行前のＷｉＭＡＸ２＋サービスの契約者回線に係る通信の累計課金対象データ量を、前項に定める累計課金対象データ量に合算します。

４　当社は、前２条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社もしくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した無線機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

５　当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第９章　料金等

第１節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）
第４１条
１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの料金は、料金表第１表（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスに関する料金）に規定する基本使用料、ＬＴＥオプション料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、窓口支払手数料及び督促手数料とします。
２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの工事に関する費用は、料金表第２表（工事費）に規定する工事費とします。

第２節　料金等の支払義務

（基本使用料の支払義務）
第４２条
１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、その料金契約に係る提供開始日から料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日）について、料金表 第１表 第１（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。
ただし、この約款又は料金表に特段の定めがある場合は、この限りでありません。
２　前項の期間において、利用の一時中断等によりＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。
（１）Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
（２）Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
（３）前２号の規定によるほか、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、次の場合を除き、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
Vision WiMAX 契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線（料金契約に係るものに限ります。）を全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

３　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（基本使用料の日割り）
第４３条
Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスにおいては、その基本使用料について、原則日割り計算をしません。ただし、当社が特に認めた場合（料金契約において特に定めた場合を含みます。）はこの限りではありません。

（契約解除料の支払義務）
第４４条

Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、ＷｉＭＡＸ２＋サービスにおいて、最低利用期間中に料金契約の解除があったときは、料金表 第１表 第１（契約解除料）に規定する契約解除料の支払いを要します。

（プラスエリアモードオプション料等の支払義務）

第４５条

Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、プラスエリアモード又はハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第１表第３（プラスエリアモードオプション料等）に規定するプラスエリアモードオプション料又はＬＴＥオプション料の支払いを要します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第４６条

１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、料金月の末日が経過した時点にＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの提供を受けていたときは、料金表第１表第４（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、予め同意するものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第４７条

Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスに係る契約の申し込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 第１表 第４（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（グローバルＩＰアドレスオプション利用料の支払義務）

第４８条

１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、別表（オプション機能）に定めるグローバルＩＰアドレスオプションに係る特定ＡＰＮを介して通信を行った料金月について、別表に規定するグローバルＩＰアドレスオプション利用料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により１料金月の全ての日にわたってその料金契約に係る契約者回線を全く利用できない状態（その料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りでありません。

２　グローバルＩＰアドレスオプション利用料については、日割りは行いません。

（督促手数料の支払義務）

第４９条

Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表 第１表 第５（督促手数料）に規定する督促手数料の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第５０条

１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 第２表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第３節　料金等の計算及び支払い

（料金の計算方法等）

第５１条

１　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、ＬＴＥオプション料、ユニバーサルサービス料は、料金月に従って計算するものとします。

　ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

２　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

３　料金の計算は、料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により行います。なお、第１項の料金については、原則日割りは行いません。

（債権の譲渡）

第５２条

１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、その料金契約に基づき生じた全ての債権について、当社が料金回収会社にその収納を委託し、又は譲渡（以下、総称する場合「譲渡等」といいます）する場合があります。

２　前項の譲渡等に関して、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、予め次の各号について同意していただきます。

（１）Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に係る氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社に提供すること。

（２）料金回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社から当社へその旨の通知を受けること。

３　第１項の場合において、当社及び料金回収会社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

（債権の買い戻し）

第５３条

１　当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、料金回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。

２　前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及び料金回収会社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

（料金等の請求）

第５４条

　当社及び料金回収会社は、第６８条（請求書の発行）に規定する場合その他当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

（料金等の支払い）

第５５条

１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、料金契約に係る料金等の支払いについて、予め別記５に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。

２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

３　前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

４　当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票を発行します。この場合において、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、第１項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。
（１）口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。
（２）口座振替による料金等の引き落としが残高不足により２回連続で完了しなかったとき。
（３）クレジットカード又は口座振替の支払口座が使用不能であることを当社が知ったとき。
５　前項の場合において、当社は、同項第２号又は第３号のいずれかに該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も払込票の発行を継続するものとし、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、その払込票を使用して料金等を支払っていただきます。
　ただし、同項第２号に該当した場合であって、その払込票により支払いが行われたときは、この限りでありません。
６　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、第５２条（債権の譲渡）の規定により譲渡等した債権について、料金回収会社が前５項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

（料金の一括後払い）
第５６条
　当社は、当社に特別の事情がある場合は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の承諾を得て、２ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（料金等の臨時減免）
第５７条
１　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。
２　当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。
（期限の利益喪失）
第５８条
１　次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。
（１）Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行もしくは履行遅滞に陥ったとき。
（２）Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
（３）Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
（４）Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分もしくは税等の滞納処分があったとき。
（５）Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の所在が不明であるとき。
（６）その他Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、前項第２号から第４号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第４節　割増金及び延滞利息（割増金）

第５９条

Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第６０条

Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年１４．５％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第５節　端数処理

（端数処理）

第６１条

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第１０章　保守

（当社の維持責任）

第６２条

Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸにおいて、当社自身が設置した電気通信回線設備がある場合、当社は、当該電気通信回路設備を、事業用電気通信設備規則（昭和６０年郵政省令第３０号）に適合するように維持します。

（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の維持責任）

第６３条

１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

２　前項の規定のほか、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の切分責任）

第６４条

Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

（修理又は復旧）

第６５条

当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、２４時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第１１章　損害賠償

（責任の制限）
第６６条
１　当社は、料金契約に基づきＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線（料金契約に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、そのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の損害を賠償します。
２　前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスに係る基本使用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
（１）料金表 第１表 第１（基本使用料）に規定する料金
３　前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第４３条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。
４　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前３項の規定は適用しません。

（免責）
第６７条
１　当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。
２　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が使用もしくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第１２章　付随サービス

（請求書の発行）
第６８条
１　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が料金契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限ります。）を発行します。
　ただし、そのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が料金契約を締結していない場合又は料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りでありません。
２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 第１表 第５（督促手数料）に規定する手数料の支払いを要します。
３　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、第５５条（料金等の支払い）の規定により料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定したときは、同時に第１項の請求を行ったものとみなして取り扱うことに同意していただきます。

（支払証明書の発行）
第６９条

１　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その支払証明書（そのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に係る料金その他の債務が既に支払われた旨の証明書をいいます。以下同じとします。）を発行します。
２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第１表第７（証明書発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

第１３章　雑則

（承諾の限界）
第７０条
　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき、その他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。
　ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。
（無線事業における利用の禁止）
第７１条
　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線ＬＡＮアクセスサービス、携帯電話又はＰＨＳに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

（利用に係るＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の義務）
第７２条
１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、次のことを守っていただきます。
（１）無線機器を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
　ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
（２）故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
（３）他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、もしくは他人の利益を害する態様でＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記３に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
（４）位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

（他の電気通信事業者への通知）
第７３条
１　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、第１２条（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が行う会員契約の解除）、第１３条（当社が行う会員契約の解除）又は第１４条（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記４に定めるＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸの契約に関係する電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することに予め同意するものとします。

２　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している料金契約の内容及び契約状況等の情報（提携事業者が当社と提携して行う割引等の適用又は案内等に必要なものに限ります。）を当社が提携事業者へ通知することに予め同意するものとします。

（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に係る情報の利用）
第７４条
　当社は、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に係る氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号もしくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。
　なお、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（公衆無線ＬＡＮサービスの認証）
第７５条
１　ＷｉＭＡＸ２＋サービスを利用しているＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Ｗｉ－Ｆｉ提携事業者」といいます。）が公衆無線ＬＡＮサービス契約約款に基づきＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者へ提供する「ａｕ　Ｗｉ－Ｆｉ　ＳＰＯＴ」の認証において、Ｗｉ－Ｆｉ提携事業者から当社へそのＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が使用しているＵＩＭカードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることに予め同意していただきます。ａｕ　Ｗｉ－Ｆｉ　ＳＰＯＴのご利用にあたっては「ａｕ　Ｗｉ－Ｆｉ　ＳＰＯＴ利用規約」が適用されます。
２　当社は、前項の対応に関して生じた損害については、その理由の如何にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

（認定機器以外の無線機器の扱い）
第７６条
　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

（合意管轄裁判所）
第７７条
　この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）
第７８条
　この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

第1表　Vision WiMAX サービスに関する料金

第1　基本使用料

1　適用

基本使用料の適用については、第 42 条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約プラン毎の料金	
WiMAX2+サービスに係るもの	
Vision WiMAX ギガ放題プラン（3 年）	契約期間：申込月の属する月を 0 ヶ月とし 36 カ月間 月額料金： 初月～2 ヶ月目　1,529 円（税込） 3～24 ヶ月目　4,103 円（税込） 25 ヶ月目以降　4,412 円（税込） プラン解除料金： 12 ヶ月以内　20,900 円 13～24 ヶ月目　15,400 円 25 ヶ月目以降　10,450 円
Vision WiMAX ライトプラン（3 年）	契約期間：申込月の属する月を 0 ヶ月とし 36 カ月間 月額料金： 初月～2 ヶ月目　1,529 円（税込） 3～24 ヶ月目　3,349 円（税込） 25 ヶ月目以降　3,658 円（税込） プラン解除料金： 12 ヶ月以内　20,900 円 13～24 ヶ月目　15,400 円 25 ヶ月目以降　10,450 円
WiMAX+5G サービスに係るもの	
Vision WiMAX ギガ放題 5G プラン（3 年）	契約期間：申込月の属する月を 0 ヶ月とし 36 カ月間 月額料金： 初月　1,480 円（税込） 1～2 ヶ月目　4,400 円（税込） 3～24 ヶ月目以降　4,730 円（税込） 25 ヶ月目以降　5,038 円（税込） プラン解除料金： 12 ヶ月以内　28,050 円 13～24 ヶ月目　21,450 円 25～36 ヶ月目　14,300 円 37 ヶ月目以降　10,450 円

Vision WiMAX ギガ放題 5G プラン（1年）	契約期間：申込月の属する月を 0 ヶ月とし 36 カ月間 月額料金： 初月　2,178 円（税込） 1～12 ヶ月目　5,973 円（税込） 13～24 ヶ月目以降　5,478 円（税込） 25 ヶ月目以降　5,038 円（税込） プラン解除料金： 12 ヶ月以内　35,200 円
Vision WiMAX ギガ放題プラス	契約期間：なし 月額料金： 初月　2,970 円（税込） 1～24 ヶ月目　4,103 円（税込） 25 ヶ月目以降　4,785 円（税込）
Vision WiMAX ギガ放題（フリー）	契約期間：なし 月額料金： 初月　1,408 円（税込） 1～24 ヶ月目　3,872 円（税込） 25 ヶ月目以降　4,532 円（税込）
Vision WiMAX ギガ放題（2 年）	契約期間：申込月の属する月を 0 ヶ月とし 36 カ月間 月額料金： 初月　1,474 円（税込） 1～24 ヶ月目　4,048 円（税込） 25 ヶ月目以降　4,532 円（税込） プラン解除料金： 24 ヶ月目以内　4,532 円
Vision WiMAX ギガ放題プラス S(2 年)	契約期間：申込月の属する月を 0 ヶ月とし 24 カ月間 月額料金： 初月　3,058円（税込） 1～24 ヶ月目　4,411 円（税込） 25 ヶ月目以降　5,709 円（税込） プラン解除料金： 24 ヶ月以内　3,751 円（税込）
Vision WiMAX ギガ放題プラス S（フリー）	契約期間：なし 月額料金： 初月　3,454円（税込） 1～24 ヶ月目　5,016 円（税込） 25 ヶ月目以降　5,830 円（税込）

<table>
<tr><td colspan="2">契約に関する重要事項</td></tr>
<tr><td>契約解除に伴う 申告の取り扱い</td><td>Vision WiMAX の解約申告及び解約タイミングにつきましては、下記として取り扱います。

解約申告のタイミングに関わらず、翌月末解約となるプラン
Vision WiMAX ギガ放題プラス
Vision WiMAX ギガ放題（2 年）
Vision WiMAX ギガ放題（フリー）
Vision WiMAX ギガ放題プラス S（2 年）
Vision WiMAX ギガ放題プラス S（フリー）

申告月の 20 日までに申告があった場合は当月解約とし、21 日から末日までは翌月末解約となるプラン
Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（1 年）
Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（3 年）
Vision WiMAX ギガ放題プラン（3 年）
Vision WiMAX ライトプラン（3 年）</td></tr>
<tr><td>各プランの取り扱い</td><td>【1】 Vision WiMAX ギガ放題プラン／Vision WiMAX ライトプラン／Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン(3 年)／Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（1 年）／Vision WiMAX ギガ放題（2 年）／Vision WiMAX ギガ放題プラス S（2 年）（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）は、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、【2】の規定により更新されたものであるときはその更新月とします。）から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。

＜表＞
<table>
<tr><td colspan="2">旧プラン（～2023 年 10 月 4 日まで）</td></tr>
<tr><td>Vision WiMAX ギガ放題プラン（3 年）</td><td>36 料金月</td></tr>
<tr><td>Vision WiMAX ライトプラン（3 年）</td><td>36 料金月</td></tr>
<tr><td>Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（1 年）</td><td>12 料金月</td></tr>
<tr><td>Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（3 年）</td><td>36 料金月</td></tr>
<tr><td>Vision WiMAX ギガ放題（2 年）</td><td>24 料金月</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	<table><tr><td colspan="2">現行のプラン</td></tr><tr><td>Vision WiMAX ギガ放題プラス S（2 年）</td><td>24 料金月</td></tr></table> 【2】 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日に同一の料金種別で更新して適用します。 【3】 Vision WiMAX 契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、「契約プラン毎の料金」に定めるプラン契約解除料金を支払っていただきます。ただし、以下に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りでありません。 ＜適用除外要件＞ 【1】 満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。 【2】 更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。 【3】 Vision WiMAX ギガ放題プラス／Vision WiMAX ギガ放題（フリー）／Vision WiMAX+S（フリー）をご契約のとき。
au スマートバリュー au スマートバリューmine 自宅セット割 の取扱いについて	【1】 別途提携事業者へお申込みいただく必要があります。 【2】 当社は、Vision WiMAX 契約者が Vision WiMAX ギガ放題プラン／Vision WiMAX ライトプラン／Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（1 年）／Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（2 年）／Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（3 年）／Vision WiMAX ギガ放題プラス（2 年）／Vision WiMAX ギガ放題プラス（2 年）／Vision WiMAX ギガ放題プラス／Vision WiMAX ギガ放題（フリー）／Vision WiMAX ギガ放題プラス S（2 年）/ Vision WiMAX ギガ放題プラス S（フリー）（以下、これらの料金種 別をこの欄において「本プラン」と総称します。）の適用を受ける契約者回線を指定して提携事業者へ au スマートバリューmine（提携事業者が提供する電気通信サービスに係る料金の割引であって、当社所定のものをいいます。以下同じとします。の適用の申込みをし、その承諾を受けた場合は、その承諾日の翌日（その日においてその契約者回線が本プランの適用を受けていないときは、その適用が開始された日とします。）以降、その契約者回線について、 ハイスピードモードによる通信に係る情報量を、第 32 条の 2（通信利用の制限）第 2 項に定める累計課金対象

	データ量の集計から除外します。 （ア） 提携事業者の au（WIN）通信サービス契約約款に定める特定パケット通信定額制、プラン F（IS）又はプラン F（IS）シンプル （イ） 提携事業者の au（LTE）通信サービス契約約款に定める特定データ通信定額制 【3】 当社は、【2】に定める au スマートバリューmine の適用が廃止された場合は、翌料金月以降、その契約者回線に係る【2】の措置を取り止めるものとします。 【4】 Vision WiMAX 契約者は、【2】及び【3】に定める措置を実施するため、その au スマートバリューの適用の開始又は廃止があった事実を提携事業者が当社へ通知することにあらかじめ同意する ものとします。
基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等	【1】 Vision WiMAX ギガ放題プラン／Vision WiMAX ライトプラン／Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン(3年)／Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（1 年）／Vision WiMAX ギガ放題プラス／Vision WiMAX ギガ放題（2 年）／Vision WiMAX ギガ放題（フリー）（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」 と総称します。）の適用を受けている契約者回線については、スタンダードモード又はハイスピードモードによる通信に係る情報量を、第 40 条の 2（通信利用の制限）第２号に定める総情報量の集 計から除外します。 【2】 Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（3 年）／Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（1 年）／Vision WiMAX ギガ放題プラス／Vision WiMAX ギガ放題（2 年）／Vision WiMAX ギガ放題（フリー）／Vision WiMAX ギガ放題プラス S(2 年)／Vision WiMAX ギガ放題プラス S（フリー）の適用を受けている契約者回線に係るスタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行いません。 【3】 本プランの適用を受けている契約者回線については、WiMAX2＋基地局設備の混雑状況により WiMAX2＋通信の伝送速度を制限する場合があります。
au スマートバリュー au スマートバリューmine 自宅セット割 の適用による総量規制の取扱い	【1】 Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（3 年）／Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（1 年）／Vision WiMAX ギガ放題プラス／Vision WiMAX ギガ放題（2 年）／Vision WiMAX ギガ放題（フリー）／Vision WiMAX ギガ放題プラス S(2 年)／Vision

	WiMAX ギガ放題プラス S（フリー）にてホームルーターをご利用している契約者回線（au スマートバリュー又は自宅セット割（それぞれ提携事業者が提供する電気通信サービスに係る料金の割引であって、 当社所定のものをいいます。以下同じとします。の判定用回線として指定があり、その適用を受けているものに限ります。について、次表に定める加算データ量を第 40 条の 2（通信利用の制限）に定める総量速度規制データ量に加算して、総量速度規制を行います。 加算データ量 32,212,254,720 バイト（30 ギガバイト） 【2】 【1】取扱いを受けている契約者回線の Vision WiMAX 契約者は、その契約者回線に接続している端末設備を、当社に届出のあった住所又は居所から移動することはできません。 【3】 当社は、【2】の規定に違反してその端末設備を移動したと当社が判断したときは、その契約者回線について、当社所定の日において、当社所定の基本使用料の料金種別への変更を行います。

第２　ＬＴＥオプション料

１　適用

プラスエリアモードオプション料又は LTE オプション料の適用については、第４５条（プラスエリアモードオプション料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

プラスエリアモードオプション料等の適用	
適用除外	【1】 Vision WiMAX 契約者は、Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（3 年）／Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン（1 年）／Vision WiMAX ギガ放題プラス／Vision WiMAX ギガ放題（2 年）／Vision WiMAX ギガ放題（フリー）／Vision WiMAX ギガ放題プラス S（2 年）/ Vision WiMAX ギガ放題プラス S（フリー）の適用を受けている契約者回線については、その適用期間（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始した場合は、その適用を開始した料金月の前料金月を含みます。）におけるプラスエリアモードオプション料の支払いを要しません。 【2】 Vision WiMAX 契約者は、Vision WiMAX ギガ放題 5Gプラン

	（3年）／Vision WiMAX ギガ放題5Gプラン（1年）／Vision WiMAX ギガ放題プラス／Vision WiMAX ギガ放題（2年）／Vision WiMAX ギガ放題（フリー）／Vision WiMAX+S（2年）／Vision WiMAX+S（フリー）の適用を受けている契約者回線につい ては、その適用期間（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始した場合は、その適用を開始した料金月の前料金月を含みます。）における LTE オプション料の支払いを要しません。 【3】 【1】【2】の規定によるほか、Vision WiMAX 契約者は、auスマートバリューmine の適用を受けた料金月については、その適用の申し込みに際して指定した契約者回線に係るプラスエリアモードオプション料・LTE オプション料の支払いを要しません。

第３　ユニバーサルサービス料

区分	料金額（税込）
ユニバーサルサービス料	2円

※2026 年 1 月より変更

電話番号一つに対して、ユニバーサルサービス料が発生いたします。電話会社が負担する電話番号当たりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に1回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてお客様にお支払いいただく料金が変更される場合があります。なお、「ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ又は音声・ 案内（03-3539-4830 24時間受付）にてご確認ください。

第４　手続きに関する料金

１　適用

手続きに関する料金の適用については、第４７条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">手続きに関する料金の適用</th></tr>
<tr><td>手続きに関する料金の適用</td><td>手続きに関する料金は、次のとおりとします。

<table><tr><th>区分</th><th>内容</th></tr><tr><td>登録料</td><td>料金契約の申し込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></table></td></tr>
</table>

	UIM カード再発行手数料	UIM カードの紛失、盗難又は毀損その他 の理由により新たなＵＩＭカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金。	

２　料金額

区分	単位	料金額（税込）
登録料	1 料金契約毎に	3,300 円
ＵＩＭカード再発行手数料	1 枚発行毎に	2,200 円

第５　督促手数料

区分	料金額（税込）
督促手数料	330 円

第６　証明書発行手数料

区分	料金額（税込）
証明書発行手数料	330 円

第２表　工事費

区分	料金額（税込）
工事費	別に算定する実費

別表

オプション機能

1　適用

種類	提供条件
グローバル IP アドレスオプション	Vision WiMAX の契約者が指定した料金契約で使用される WiMAX 機器に専らグローバル IP アドレスを割り当てる機能をいいます。 【1】　Vision WiMAX 契約者は、当社が別に定める接続先（以下「特定ＡＰＮ」といいます。）を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。 【2】　本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 【3】　Vision WiMAX 契約者は、契約移行のあ った日を含む料金月において、ＷｉＭＡＸ＋５Ｇサービ スに係るグローバル IP アドレスオプション利用料の 支払いを要する場合、その契約者回線について、その料金月のＷｉＭＡＸ２＋サービスに係るグローバル IP アドレスオプション利用料の支払いを要しません。

2　料金額

区分	料金額（税込）
グローバル IP アドレスオプション利用料	105 円

端末下取り

1　適用条件

・ビジョンを経由し購入したＶｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ端末であること
・下取り申し込みする自回線において不備・不正や代金の未払いがないこと
・下取り申し込み機種が基盤破裂、機種判別不可ではないこと（端末が正常に作動すること）

2　下取り料金

着払いにて発送の場合

経　過　年　数	下取金額 税込額
12 ヶ月未満	3,000 円
13 ヶ月から 24 ヶ月未満	3,000 円
25 ヶ月から 36 ヶ月未満	2,000 円
37 ヶ月から 48 ヶ月未満	2,000 円
48 ヶ月以降	下取り無し

元払いにて発送の場合

経　過　年　数	下取金額 税込額
12ヶ月未満	4,000円
13ヶ月から24ヶ月未満	4,000円
25ヶ月から36ヶ月未満	3,000円
37ヶ月から48ヶ月未満	3,000円
48ヶ月以降	下取り無し

3　お申込方法

下取り同意書を同梱の上、Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ受付窓口宛まで送付にて申込となります。

4　ご注意事項

・全ての機種の下取り価格は同一価格となります
・下取り同意書が同梱されていない場合は下取り対象外となります
・下取り申し込み受付後の下取り申し込み機種の返却はお受けできません
・下取り金額は最終請求金額より減額させていただきます
・下取り対象機種や、下取り条件及び下取り価格・下取りポイントは予告なく変更する場合があります。

・下取り申し込み機種は当社にて処分あるいは内部データリセット等を行ったうえで再利用又は第三者へレンタル端末として利用させていただきます。

別記

1　無線機器が適合すべき技術基準等

区　　分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	―

2　新聞社等の基準

区　　分	基　　準
（1）新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア　政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ　発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
（2）放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
（3）通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3　インターネット接続サービスの利用における禁止行為

（1）当社もしくは他人の電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

（2）他人に無断で広告、宣伝もしくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為

（３）他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載もしくは掲載する行為
（４）他人になりすまして各種サービスを利用する行為
（５）他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
（６）他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
（７）他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
（８）猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
（９）無限連鎖講（ネズミ講）もしくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
（１０）インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
（１１）有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
（１２）売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
（１３）他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のＩＤ、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
（１４）犯罪行為又はそれを誘発もしくは扇動する行為
（１５）その他法令に違反する行為
（１６）（１）から（１５）までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

４　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
一般社団法人テレコムサービス協会加盟事業者

５　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸ契約者が指定できる支払方法

会員契約の名義	Vision WiMAX 契約者が指定できる支払方法
個人	クレジットカード決済
法人	クレジットカード決済又は銀行振込

６　Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸを提供する会社
株式会社ビジョン
（電気通信事業者届出番号：Ａ－１５－５６６６）
https://www.vision-net.co.jp
Ｖｉｓｉｏｎ　ＷｉＭＡＸお客様サポートセンター
フリーダイヤル　０１２０－４１０－８７６（携帯電話・PHS からもご利用いただけます。）
受付時間　９：００－１９：００